

日本労働年鑑 第28集 1956年版  
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第四章 労働協約と経営参加

第一節 労働協約

一九五一年以降、とりわけ一九五二年の労闘スト以後労働者側の労働協約に対する考え方は、いわゆる統一協約闘争という方針によって打出されて来た。五三年以降炭労、鉄鋼労連、全織、全銀連、私鉄総連、関東金属等の労働組合が統一協約基準案ないし協約闘争方式を打出し、これに基づいて傘下組合の協約闘争が指導された。この統一協約闘争のねらいは、協約が組合の行動権を統一的に実現することを確保するために、参加組合の協約を統一し、企業別組合の弱点を補い、単産又は連合体の組織を強化することにもとめられた。特に一九五三年頃から従来の多くの協約闘争にみられた如く基準案方式による闘争が支配的であって、組合役員のみで作製した協約案で闘うというのが一般的であった。そのため、それがおしつけ的性格を持ち、協約闘争が組合員の大衆闘争にまで発展することがすくなく、しかもそれが組合員大衆のものになっていなかった。そのために統一協約闘争の本来の意義が失なわれ勝であった。そこで、一九五三年頃から、それが大いに反省され、「協約の大衆化」がさげばれた。即ち、職場での種々な要求を汲みあげ、それを要求案に組織づけ、実際に協約の要求案を下部にまでおろし、下部組合員大衆の強い要求にまで高めることによって、協約闘争を組むことの必要性が反省された、そして、一方では、基準案方式の闘争が画一的、おしつけ的な闘争に終って統一協約闘争の実をあげえないことに対する反省から、必須獲得項目を選定することによって、統一闘争実現のための、当面必ず獲得する必要のある条項を示して、そこに全勢力を集中して、それからかちとって行くという闘争方式をとり始めた。また、こうした闘争の組み方をすることの当然の結果として協約条項、特に労働時間、賃金その他の労働条件の明記、明細化が主張されるようになって来た。こうした傾向が最近の労働者側の協約闘争の新しい考え方である。一九五四年度はこうした考え方の実現の方向に労働組合側の努力がむけられた。紙パ労連は三月、以上の考え方をはっきりと打出した統一協約闘争方針を決定し、私鉄総連などでは前に述べた考え方に立って強い統一協約闘争が組まれた。また、炭労もこうした考え方を基礎にして、労働協約闘争にたいする新しい方針を近く打出すことになっている。

使用者側としては、労働組合側の一九五一年頃から始まった統一協約基準案ないしは、統一協約闘争方針に対処するために、日経連が一九五三年一月に「労働協約基準案」を発表した。この基準案は最初なかなか普及せず、強くこの方針を打出して闘うということにはなかった。しかし、使用者側の労働協約に対する考え方の基礎にこの基準案が相当な地位を占め、現在にいたるもこの基準案が労使の交渉において打出されて来ている。

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---